

# 福祉医療費受給資格証 更新のお知らせ

令和6年8月1日発行

保険医療助成課

229-3158 FAX229-5001

## 現在、受給資格がある人

受給資格証(妊産婦医療費を除く)の有効期限は8月31日です。本人や保護者、扶養義務者等の前年中の所得を基準に毎年9月1日に更新されます。

### 子ども医療費

窓口無料に対応した新しい受給資格証を8月中旬に送付します。9月以降は所得制限を撤廃しますが、三重県の福祉医療費(補助金)申請額の算定上、保護者の所得が確認できない場合は更新手続きの案内を8月中旬に送付します。必要書類を8月中に提出してください。郵送による提出も可能です。

### 妊産婦医療費

受給資格証の有効期間は出産月(死産を含む)の翌月末日までとなり、更新手続きは不要です。9月以降も引き続き資格がある人には、8月下旬に窓口無料に対応した新しい受給資格証を送付します。

### 障がい者医療費・65歳以上障がい者医療費・ 一人親家庭等医療費

令和5年中の所得が所得制限限度額未満であることが確認できる人には、8月中旬に新しい受給資格証を送付します。なお、一人親家庭等医療費の受給者は、児童扶養手当の現況届の状況によって、資格を失う場合があります。

転入(令和6年1月2日以降)または所得税・住民税の未申告などで所得が確認できない場合や、一人親家庭等医療費の受給者で現況の確認が必要な人には、更新手続きの案内を8月中旬に送付します。必要書類を8月中に提出してください。郵送による提出も可能です。

### 精神障がい者医療費

受給者は全員、更新手続きが必要です。手続きの案内を8月中旬に送付しますので必要書類を8月中に提出してください。郵送による提出も可能です。

### 更新のときの注意点など

- 更新申請が遅れると受給は申請月の初日からになりますので、更新手続きは早めに行ってください。
- 所得の状況などにより受給資格を失う人には、案内を送付します。

## 現在、受給資格がない人で 受給条件に該当する人

9月1日以降の受給資格は、令和5年中の所得で判定されることに加え、子ども及び妊産婦医療費については所得制限を撤廃しますので、これまで該当しなかった人も受給できるようになる場合があります。受給条件に該当する場合は、8月1日(木)～9月30日(月)に申請手続きを行ってください。また、申請手続きが10月以降の場合、受給は申請月の初日からになりますのでご注意ください。

受給資格の要件など詳しくは、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)までお問い合わせください。



### 手続きに必要なもの

#### ■全ての人に共通して必要なもの

- 医療保険証
- 預金通帳
- 受給者と所得判定対象者のマイナンバーが確認できるもの
- 申請者の本人確認ができるもの
- 印鑑(スタンプ印を除く)

※代理申請の場合は代理人の本人確認ができるもの、代理権を確認できるもの(委任状など)が必要

#### ■医療費助成の種類ごとに必要なもの

##### 妊産婦医療費

- 妊娠証明書(市指定の様式)

##### 障がい者医療費・65歳以上障がい者医療費

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか一つ

##### 一人親家庭等医療費

- 戸籍全部事項証明書など

##### 精神障がい者医療費

- 精神障害者保健福祉手帳

- 入院している医療機関の領収書

#### ■転入などにより津市で所得や課税状況が把握できない人

- 令和6年度地方税関係情報の取得に関する同意書等 ※詳しくはお問い合わせください。